

## 四條畷市特別職報酬等審議会 第4回 審議概要

1. 日時 令和6年2月14日13時00分から13時30分
2. 場所 四條畷市役所東別館第2附属棟1階大会議室
3. 出席者  
出席委員：桑野委員、金谷委員、上村委員、平山委員、角田委員、青柳委員  
欠席委員：なし  
西口理事兼総務部長、浅倉総務部次長兼総務課長、溝口人事課長、事務担当田中、豊留議会事務局長
4. 議題  
四條畷市特別職報酬等審議会答申（案）について
5. 議事要旨

### (1) これまでの審議会の振り返り

第1回の審議会では、市長、副市長及び教育長の給料額が適当かどうかを審議した。試算方法としては、3年前の審議会で検討した本市と類似する近畿圏類似団体の給料の平均額を求め、国家公務員と職員給料の水準差を示すラスパイレス指数を基に、同団体平均と本市の割合で補正する方法で算出したところ、3年前の給料と比較しほぼ変わらないという事から特別職の給料については現行どおりの額とする方針に決定した。第2回の審議会では、議員報酬及び政務活動費について審議し、議員報酬算定の基準方式として考えられる7方式の中から、最終的には、市長の給料額の算定方法を基準とする方式に決定した。また、政務活動費については、現行の金額の維持や増額などの意見が出たものの、結論には至らず、再度資料の提出と各委員がもう一度考えて意見を持ち寄ることとした。

次に、第3回である前回の審議会では、「市長の給料額の算定方法を基準とする考え方」により議員報酬を試算すると47万円となり、議長及び副議長の報酬について議論するにあたり、同様の算定方法では議員と議長及び副議長の報酬額の差が大きくなることから、議長及び副議長は他の試算方法を使用するのか、又は仕事や役割によりこの差が容認できるものなのかを議論した。結果、議長及び副議長には様々な役割や責務があり、また、近畿圏類似団体の平均値を基にしていることから、当該報酬額の差は容認できるものとし、議員と同様の算定方法とすることと決定した。

政務活動費については、議員活動に必要なものということは委員全員の認識が一致しており、その額については、府内の状況等と比較しても経費の一部という観点から著しく適正を欠く額ではないこと、また、現行の額が定められた平成7年度から5%程度の物価の上昇がみられるものの、市民感情や政務活動費の使用状況等を鑑み、現行の額である月額40,000円に据え置くこととした。

### (2) 「議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の

## 額について（答申）案」について

### ア 答申案について事務局から資料を基に説明

- ・表紙に金額の一覧を記載しており、市長、副市長及び教育長の給料の額については据置きとして増減額ゼロとしている。議員報酬の額については、議長がマイナス 3 万円で増減率がマイナス 5.1%、副議長がマイナス 5 万 5000 円で増減率がマイナス 9.9%、議員がマイナス 6 万円で増減率がマイナス 11.3%としている。政務活動費については据置きとして増減額ゼロとしている。
- ・審議の内容として現行の金額が定められた当時の状況と現在の状況を踏まえつつ、人口規模、就業構造が類似する自治体との比較を行うなど、様々な観点から議論を行ったと記載している。また、説明員を招致したことなどについても記載している。
- ・市長等の給料の額については、まずは（1）として市長、副市長及び教育長の役割を記載している。
- ・（2）現行の額の決定経過として、市長等の給料の額については令和 2 年度の本審議会の答申により決定され、考え方としては、近畿圏内の類似団体の平均額を算出し、さらに職員の給料水準を反映させるべきという観点から、近畿圏内の類似団体の平均ラスパイレス指数と本市のラスパイレス指数の割合を加味し、算出することにより現行の給料の額を示したと記載している。
- ・（3）基本的な考え方について、現行の額を定めた令和 2 年と比較すると、令和 4 年の消費者物価指数は高くなっており、本市の行政職の平均給料月額は約 0.3%の増加となっているものの、特筆するほどの大きな変化が見られないことから、令和 2 年度の答申と同様の方法をとるべきとの結論に至ったと記載している。
- ・（4）類似団体の状況を記載している。
- ・（5）審議の結果については、近畿圏の類似団体 29 市の平均額及びラスパイレス指数による補正をベースに試算を行った結果、市長給料額は 88 万 4953 円、副市長給料額は 74 万 4455 円、及び教育長給料は 65 万 8878 円となり、それぞれの現行の給料の額との大きな乖離は見られないため額を据え置くこととしたと締めくくっている。
- ・議員報酬の額については、まず（1）として議員報酬について基本的な事項について記載し、（2）として、議長、副議長及び議員の役割を記載している。
- ・（3）現行の額の決定過程については、平成 7 年度の本市特別職報酬等審議会の答申により決定されており、当時はバブル崩壊後で財政が悪化している中ではあったが、職員の給与や府内の状況等から増額すべきと判断され現行の金額が定まり、以降、施行日である平成 10 年 4 月 1 日から改定なく現在に至っているという状況を記載して

いる。

- (4) 基本的な考え方について、議員報酬については25年以上ぶりの審議となること、また、報酬の範囲とされる議員活動及び議会活動については、複雑多岐にわたり、中には可視化しにくいものも含まれていることから、様々な観点から審議すべく、議員報酬算定の基準方式として7つのパターンを基に議論したことを記載している。次に、平成7年度と比べて、令和4年の消費者物価指数は5.3ポイント上昇しているが、本市一般行政職の平均給料月額、年齢構成の変化や、給与制度改革が影響しているものの、約14.4%減少していることや、3年前の本市議会で市長等の給料の額を検討した際に、様々な課題整理を行った経緯を踏まえて議論を行った結果、議員報酬については、市長の給料額の算出方法と異なる方法をとる合理的な理由がないことや、市長と同様の算出方法とした方がわかりやすく、かつ現実的な数字があらわれてくるのではないかということから、⑤の市長の給料額の算定方法を基準とする考え方により算定することに決定したと記載している。
- 上記より(5)類似団体の状況を記載しており、近畿圏類似団体29市の状況を見ると、現行の本市の報酬額の順位は、29市の中で、議長が上位から11位、副議長が10位、議員が8位となっていると記載している。
- (6) 審議結果について、市長の給料額の算定方法は前述のとおり、近畿圏類似団体29市の平均額及びラスパイレス指数による補正をベースに算定する方法であり、また、議長及び副議長の報酬の額については、議員と同様の算定方法とし、現行よりも議員の額との差が大きくなることについては、役割や仕事内容の違いを鑑み容認できるものとし、算定した結果、議長が55万9022円、副議長が50万1867円、議員が46万9473円となり、1万円未満を四捨五入することにより、議長56万円、副議長50万円、議員47万円としたものであるという形で結論付けている。
- 政務活動費の額について、まずは(1)政務活動費の基本的な事項について記載している。
- (2) 現行の額の決定過程について、本市の政務活動費の起源をたどると、昭和63年に調査研究費の制度について議論が起こり、平成元年に調査研究費に行政視察費を含む形で月額2万円と定められ、その後、諸物価の高騰を理由として、平成5年に3万円へ、平成7年に現在の4万円へ改定されたこと、また、その後、平成12年に地方自治法が改正され、政務調査費が創設されたことから、同年度に本審議会でも議論して審議した結果、現行の4万円という方向で答申を行ったと記載している。

- ・(3) 基本的な考え方について、政務活動費は議員活動に必要であるという認識のもと、額については、活動経費という特性から、類似団体の状況に加えて物価の動向を考慮することとしたと記載している。
- ・(4) 類似団体の状況について記載している。
- ・(5) の審議結果について、政務活動費の額については、府内の状況等と比較しても、経費の一部という観点から著しく適正を欠く額ではないこと、また、現行の額が定められた平成7年度から5%程度の物価の上昇が見られるものの、市民感情や政務活動費の使用状況等を鑑み、現行の額である月額4万円に据え置くこととしたと結論付けている。
- ・最後に「6 結びに」という形で記載しており、現在、四條畷市では多様な課題が山積しているが、令和5年度から5年間を未来への積極的な投資期間とし、現在の市民が希望を持ち、将来の市民が誇りを持つ四條畷市を目指す運営へと切り換えが進められていること、また、こうした中で、市長、副市長及び教育長にあっては、一層の市政の発展と市民福祉の向上に努めるため、行財政運営にあらゆる努力を傾注し、市民の負託にこたえていただくよう切望すること、議員報酬については、現行の額が25年あまり据え置かれた結果、今回大幅な減額を提示することとなったが、各議員にあっては、市民の代表者としての責務、市民全体の奉仕者としての責務及び、合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を全うすべく、議会活動及び議員活動に励まされたい旨記載している。また、最後になお書きで、今回の措置にかんがみ、議員報酬等の額についても市長等の給料と同様、議員任期の4年の間に1回程度は諮問されるよう要望するという形で締めくくっている。

#### イ 委員意見等

- ・特になし。

#### (3) 審議会全般に関する委員意見及び感想等

- ・最後の「むすびに」で市長等の給料や議員報酬等の額について、定期的な見直しをするよう要望していることについて盛り込まれているところがいいと思った。今回、平成7年度から見直しがされていなかったというのを初めて知り、時代に合った報酬であるべきだと思った。
- ・審議会での意見がよく反映されていて非常に良い答申文だと思った。一市民としての意見を言わせていただき、非常に良い経験をさせていただいた。
- ・委員の意見を丁寧にまとめていただいた答申文だと思う。市民だが市長や議員の活動や給料等について深く考えたことがなかったので、今回はとても良い勉強になった。
- ・3年前の市長等の給料の額を決める時から参加しているが、その時の意見も連動して今回の議論ができたと思う。委員の皆さんも活発に発

言われて良い審議会だったと思う。

- ・このような審議会では、利害関係者である議員の意見を聴取せずに結論を出していいのかという考え方もあり、また、逆に聞くと収拾がつかないという考え方もあるなか、今回は元議員の話聞いたことは非常に良かったと思う。委員の皆さんも建設的な意見を出されていて本当に実りのある審議会だったと思う。
- ・皆さまから非常に活発な意見をいただき助けていただいた。地方行政に関わってきた経験が、このように市民や市政に役立つということは非常にありがたいことだと思う。

事務局：議事録を見ると委員皆さんの意見が素晴らしいと思った。今回、かなり難しい結論を出していただいたが、委員一人ひとりの意見に説得力があったため、事務局としても市民等に対ししっかりと説明できる形になったと考えている。

事務局：委員皆さんの多角的な意見を聞かせていただき非常に勉強になった。今回、元議員を説明員という形でしっかりと議員活動と議会活動について説明いただき、これらを両側面としてしっかりと理解いただいた上で結論に至っているというプロセスは、我々が今後様々な場面で説明するにあたり非常に説得力がある方法を選択されたと感じている。今後も市民等に説明できるよう、定期的に審議会を開催する方向で考えていけたらと思う。

議会事務局：忌憚のないご意見を重ねるなかで、議員にも会派代表者会議の場で共有させていただいていた。これまで独自カットを行った経緯はあるが25年ぶりに妥当な額が示されたということはよかったと思う。今後、各議員が議会活動及び議員活動に励んでいかれるなか、議会事務局としてサポートしていきたい。

#### (4) その他

- ・この答申案を最終確認していくなかで修正等があった場合、会長と事務局に一任する。
- ・答申文の完成後、市長に答申として返させていただく。